

寄付金に係る所得税控除について

学校法人大正大学へのご寄付は、特定公益法人に対する寄付金として、税制上の優遇措置を受けることができます。

平成23年の税制改正により、個人の方の場合、従来までの「所得控除」に加えて、新たに「税額控除」も適用されることになりました。

寄付者の方は、寄付をされた翌年の確定申告の際に、「**所得控除**」と「**税額控除**」のいずれか有利な制度を選択して所得税の控除を受けることができます。

以下に「所得控除」と「税額控除」の内容を明記いたしますのでご参照ください。

なお、詳細につきましては、税務署またはご担当税理士にお問い合わせください。

■ 所得控除（従来からの制度）の場合

次の算式による「寄付金控除額」を確定申告の際に「総所得金額」から差し引くことができる制度です。

確定申告の際には、同封の「特定公益増進法人であることの証明書(写)」及び「領収書」の添付が必要です。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{当該年中に学校法人大正大学} \\ \text{へ寄付した金額 (注1)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{2 千 円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{寄付金控除額} \\ \hline \end{array}$$

(注1) 総所得金額の40%が上限

■ 税額控除（新しい制度）の場合

※当法人の銀行口座に平成24年5月30日以降にご入金があった分が対象となります。

次の算式による「税額控除額」を確定申告の際に「所得税額」から差し引くことができる制度です。

確定申告の際には、同封の「税額控除に係る証明書(写)」及び「領収書」の添付が必要です。

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{当該年中に学校法人大正大} \\ \text{学へ寄付した金額 (注2)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{2 千 円} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{4 0 \%} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{税額控除額} \\ \hline \end{array} \quad \text{(注3)}$$

(注2) 総所得金額の40%が上限

(注3) 所得税額の25%が上限

■ 寄付金控除の目安

下記表は、寄付金控除により還付される税金の目安です。

課税所得額と寄付金額によって、「**所得控除**」が有利な場合と「**税額控除**」が有利な場合がありますので、参考にしてください。

なお、詳細につきましては、税務署またはご担当税理士にお問い合わせください。

① 所得控除により還付される税金の目安

課税所得額	300万	400万	500万	600万	700万	800万	900万	1000万
寄付金額	還付金額（単位：円）							
1万	800	1,600	1,600	1,600	1,840	1,840	1,840	2,640
3万	2,800	5,600	5,600	5,600	6,440	6,440	6,440	9,240
5万	4,800	9,600	9,600	9,600	11,040	11,040	11,040	15,840
10万	9,800	19,600	19,600	19,600	21,100	22,540	22,540	32,340
30万	29,800	59,600	59,600	59,600	61,100	68,540	68,540	98,340
50万	49,800	99,600	99,600	99,600	101,100	114,540	114,540	164,340
100万	99,800	169,800	199,600	199,600	201,100	229,540	229,540	329,340
200万	112,400	229,800	369,800	399,600	401,100	431,100	459,540	559,540
300万	112,400	229,800	369,800	479,600	561,100	631,100	661,100	789,540
500万	112,400	229,800	369,800	479,600	561,100	671,100	781,100	991,100

※上記表は、その年中の所得が給与所得のみであり、寄付金控除がなかった場合の課税所得金額を前提としております。

※課税所得金額とは、給与所得の金額（給与の収入金額－給与所得控除額）から社会保険料控除、生命保険料控除、損害保険料控除、配偶者控除、扶養控除、基礎控除等の合計額を控除した金額をいいます。ただし、上記表中の課税所得金額は寄付金控除前の金額としております。

※上記表中の還付額の目安の計算に際しては、便宜的に「総所得金額等＝課税所得金額」として40%の寄付金上限額を計算しております。

※所得税の税率は、現行のものです。

② 税額控除により減税される税金の目安

課税所得額	300万	400万	500万	600万	700万	800万	900万	1000万
寄付金額	減税額（単位：円）							
1万	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
3万	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200
5万	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200
10万	39,200	39,200	39,200	39,200	39,200	39,200	39,200	39,200
30万	50,600	93,100	119,200	119,200	119,200	119,200	119,200	119,200
50万	50,600	93,100	143,100	193,100	199,200	199,200	199,200	199,200
100万	50,600	93,100	143,100	193,100	243,500	301,000	358,500	399,200
200万	50,600	93,100	143,100	193,100	243,500	301,000	358,500	441,000
300万	50,600	93,100	143,100	193,100	243,500	301,000	358,500	441,000
500万	50,600	93,100	143,100	193,100	243,500	301,000	358,500	441,000

※上記表は、その年中の所得が給与所得のみであり、寄付金控除がなかった場合の課税所得金額を前提としております。

※課税所得金額とは、給与所得の金額（給与の収入金額－給与所得控除額）から社会保険料控除、生命保険料控除、損害保険料控除、配偶者控除、扶養控除、基礎控除等の合計額を控除した金額をいいます。ただし、上記表中の課税所得金額は寄付金控除前の金額としております。

※上記表中の還付額の目安の計算に際しては、便宜的に「総所得金額等＝課税所得金額」として40%の寄付金上限額を計算しております。

※所得税の税率は、現行のものです。